

めぐみ荘デイサービスセンター重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

当荘は介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号 1970800189

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人泉茅会（せんぼうかい）
- (2) 法人所在地 山梨県甲斐市竜王644番地5
- (3) 電話番号 （代表）055-278-0881
- (4) 代表者名 理事長 三 枝 苗 成
- (5) 設立年月日 平成6年10月24日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定通所介護サービス
（山梨県指定第1970800189号）
※当事業所は、特別養護老人ホームめぐみ荘に併設されています。

- (2) 施設の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者様に通所介護サービスを提供します。

- (3) 施設の名称 めぐみ荘デイサービスセンター

- (4) 施設の所在地 山梨県甲斐市竜王644番地5

- (5) 電話番号 055-278-0881

- (6) 管理者氏名 三 枝 や よ い

- (7) 当施設の基本方針

在宅における要介護高齢者及び家族に対して、医療・保健・福祉ニーズの有効かつ、適切な対応や、総合的なサービス提供の調整を図ることにより、家族への援助と御利用者様の日常生活の不安解消を促進し、社会的孤独感の緩和身体的・精神的及び社会的機能の維持向上に努める。

また在宅介護支援センターとの連携の上積極的な相談業務や介護・看護指導業務を行い、他機関との連携を図りつつ、地域福祉の拠点施設として適切な援護を実施する。

- (8) 開設年月日 平成7年11月1日

- (9) 通常の事業実施地域 甲斐市

- (10) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	8:30 ～ 17:15 （毎日）
サービス提供時間	9:15 ～ 16:15 （但し、送迎時間は含みません。）

- (11) 利用定員 35名

3 職員の配置

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	
1. センター長（管理者）	1名
2. 介護職員	1名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	日勤 8:30 ~ 17:15 1名
2. 介護職員	日勤 8:30 ~ 17:15 7名
3. 生活相談員	日勤 8:30 ~ 17:15 1名
4. 看護職員	日勤 8:30 ~ 17:15 1名

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ・ **食 事** （但し、食費は別途いただきます。）
 - ・ 当事業所では、医師の指示により栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

昼食 12:00~13:00 おやつ 15:00

- ・ **入 浴**
 - ・ 入浴又は清拭を行います。
 - ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ **排 泄**
 - ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ **機能訓練**
 - ・ 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。
 - ・ 若年性認知症対応（若年性認知症の方についてサービスを行う。）
- ・ **その他自立への支援**
 - ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
 - ・ 楽しみのある生活を送れるよう、行事、クラブ活動、レクリエーションなどの活動を援助します。

〈サービス料金（1日当り）〉（契約書第8条参照）

別紙の料金表によって、利用者の要介護認定度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額をのぞいた金額（自己負担額）と食費の合計金額をお支払いください。（サービスの料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

(2) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条関係）

前記（1）、（2）の料金・費用は、利用月毎に計算し、翌月初旬にご請求いたしますので、利用翌月各金融機関別規定日までにお支払いください。（利用者名義口座からの引き落としを原則とさせていただきます）

(3) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施前日までに事業者にご相談下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

5 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基き、従業員等の訓練を行ないます。

6 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに家族や、協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

※職員一同誠心誠意をもって介護させて頂ますが、以下の事象の可能性がございます。

・自立歩行時の転倒による怪我。 ・車椅子からの転落。 ・歩行器からの転倒。 ・飲食時誤嚥。
・立ち上がろうとしての転倒。 ・トイレにての転倒。 入浴にての転倒。
・個人用の福祉用具の磨耗、破損によって生ずる事故等。その他。

※車椅子利用者の送迎時において、危険防止の為、シートベルト以外に抑制帯の着用を行っています。

8 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9 個人情報について

当施設では、利用者またその家族に個人情報の使用目的について文書にて同意を得た上で使用致します。知り得た情報の秘密保持を厳守します。

10 利用者の尊厳について

利用者の人権、プライバシー保護に努めます。

10 第三者評価の実施の有無

第三者評価の実施なし

11 苦情・相談の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情・相談受付窓口(担当者)

生活相談員 大柴 理香 055-278-0881

○苦情解決責任者

センター長 三枝 やよい 055-278-0881

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30 ~ 17:15

○第三者委員の設置

・監査人 笠井 一人

・監査人 安原 辰美

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

甲斐市役所竜王庁舎 介護保険担当	所在地	甲斐市篠原2610
	電話番号	055-278-1693
	FAX	055-276-2113
	受付時間	9:00 ~ 17:00
国民健康保険団体連合会	所在地	甲府市蓬沢1-15-35
	電話番号	055-223-2119
	FAX	055-233-1204
	受付時間	9:00 ~ 17:00
山梨県社会福祉協議会	所在地	甲府市北新1-2-12
	電話番号	055-254-8610
	FAX	055-254-8614
	受付時間	9:00 ~ 17:00

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

めぐみ荘デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 大柴 理香

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

上記代理人 氏 名 印

別紙 料金表
令和7年3月1日現在

サービス利用料金

通常規模型通所介護サービス費		1割負担	2割負担	3割負担
所要時間	要介護1	658単位	1,316単位	1,974単位
7時間以上 8時間未満	要介護2	777単位	1,554単位	2,331単位
	要介護3	900単位	1,800単位	2,700単位
	要介護4	1,023単位	2,046単位	3,069単位
	要介護5	1,148単位	2,296単位	3,444単位

※ 区分支給限度額を超えた費用に関しましては、介護職員処遇改善加算を含め全額自己負担とさせていただきます。

【事業所の体制状況等によって、全利用者に適用される加算（1割負担）】

- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合し、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として45単位/日が加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）として18単位/日が加算されます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として保険対象分の費用総額に9.0%が加算されます。

【事業所の体制状況等によって、個別に適用される加算（1割負担）】

- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合し、入浴介助を行った場合は入浴介助加算として下記が加算されます。
 - (1) 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位/日
 - (2) 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位/日※（Ⅰ）と（Ⅱ）は同時算定不可となります。
- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合し、機能訓練を行った場合には機能訓練加算として下記が加算されます。
 - 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位/日
 - 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 76単位/日
- ※ 利用者に対して、送迎を行わない場合は、片道につき47単位を減算します。

【負担割合等について】

- ※ 当荘が所在する甲斐市は厚生労働大臣が定める1単位の単価が10円となっております。
- ※ 「介護保険負担割合証」に記載されている「利用者負担の割合」をご負担頂きます。

② その他の料金

- ※ 昼食代として、700円/日をご負担いただきます。
- ※ レクリエーション活動等に参加された際は、実費のご負担を頂きます。
- ※ その他日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものに かかる費用をご負担いただきます。
- ※ 嗜好品代
一部の嗜好品（コーヒー・紅茶・ココア）を希望者に提供した際、1杯50円いただきます。